

經濟論叢

第九十八卷 第六號

- ケインズ経済学研究序説……………菱 山 泉 1
- 債務者利得とその仮装費用的作用……………高 寺 貞 男 22
- 静学的産業連関論と再生産表式(1)……………野 澤 正 徳 37
- イギリス公信用史における国庫証券……………舟 場 正 富 55
- 經濟論叢 第九十七卷・第九十八卷 総目録
-

昭和四十一年十二月

京 都 大 學 經 濟 學 會

債務者利得とその仮装費用的作用

——シュマーレンバッハ「仮装費用と同じように
作用する実際利益」論の再評価をかねて——

高 寺 貞 男

I

貨幣価値すなわち通貨の購買力は、周知のように、価格構造の変化を内包する物価変動にともなう、価格水準変動とは逆比例の函数関係をもって反対の方向に変動する。したがって、貨幣価値であらわされるいわゆる貨幣（価値）項目 *die geldwerten Posten = die Geldposten* → *money-value items = monetary items* の価値もまた、同様に上下に変動する。すなわち、「価格水準が上昇すれば、……現金、貨幣債権ならびに貨幣債務の価値は下落する。反対に価格水準下落の場合には、……〔これら〕貨幣財産 *Geldvermögen* の価値は上昇する。」¹⁾ にもかかわらず、これら貨幣項目は、「国家の手策により貨幣制度が変更されるまでは、少くとも、その名目額は同一額にとどまる」という「名目額拘束性 *nominale Gebundenheit*」²⁾ をもっているため、「貨幣価値であらわされている債権債務関係の両当事者ならびに現金保有者 *die beiden Parteien eines geldwerten Schuldverhältnisses, wie auch die Inhaber von Bargeld* は、抵抗することもなく、貨幣価値変動の影響に服さざるをえない。」³⁾ すなわち、「価格〔水準〕上昇期には、〔現金と債権とからなる〕貨幣資産の保有者 *the holder of a monetary asset* は、物財ならびに用役にたいする彼の支配力が減少したという意味で、損失 *a loss* をこうむる。他方、債務者 *a debtor* は、価格〔水準〕上昇時に、負債の契約価額が一定のまま

1) Fritz Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*, 3. Aufl., Wiesbaden, 1951, S. 132.

2) *Ibid.*, S. 35.

3) *Ibid.*, S. 36.

あり、したがって、債務を果すのに要する努力または犠牲の点で負担軽減となる、すなわち、一般物価水準が上昇するにもかかわらず、負債の契約価額は引上げられないという意味で、利得をうる gains。』⁴⁾ もちろん、価格水準下落の場合には、かかる関係は逆となる。すなわち、「貨幣価値騰貴というまれなる場合には、現金保有者ならびに債権者 die Gläubiger は利益 eine Vorteil をうる。…… [が] 債務者 die Schuldner にとっては、加重な負担 das verstärkte Opfer を意味する。』⁵⁾

以上のべたように、「固定的項目として als starrer Posten」⁶⁾ 「その価額が、法律または契約によって、[名目額に] 固定される」⁷⁾ 「貨幣価値資産 [と負債] が、貨幣価値の下落する (すなわち、一般 [物価] 指数の上昇する) 間、保有されるならば、[現金保有者ならびに] 債権者には損失が、債務者には利得が生ずる。』⁸⁾ 他方、貨幣価値の「上昇に際しては、逆に債務者損失と…… [現金保有者] 債権者利益が発生する。』⁹⁾ が、かかる損得または損益が「会計 (学) 上の新しい範疇 a new category in accounting」¹⁰⁾ として認識されたのは、第1次大戦後のマルク・インフレーション期のドイツにおいてであった。そして、それ以来、かかる損得は「貨幣価値変動から生ずる損得 die Gewinne und Verluste aus geldwertschwankungen¹¹⁾ → the gains and losses resulting from changes in the value of money¹²⁾, or, the dollar」¹³⁾ とか、ま

4) *Accounting Research Study*, No. 6—*Reporting the Financial Effects of Price-level Changes*, by the Staff of the Accounting Research Division of the AICPA, New York, 1963, p. 137.

5) Schmidt, a. a. O., S. 36.

6) *Ibid.*, S. 132.

7) *Accounting Research Study*, No. 6, p. 138.

8) Henry W. Sweeney, "The Technique of Stabilized Accounting", *The Accounting Review*, June 1935, p. 186.

9) 伊藤長正・佐々木三千秋・中島淳夫「貸借対照表、損益計算書に於ける貨幣価値変動修正の実務」『市場分析』昭和27年7月号, 228ページ。

10) *Accounting Research Study*, No. 6, p. 13.

11) Walter Mahlberg, *Bilanztechnik und Bewertung bei schwankender Währung*, 2. vermehrte und verbesserte Aufl., Leipzig, 1922, S. 166.

12) Henry W. Sweeney, *Stabilized Accounting*, New York, 1936, p. 15.

13) W. A. Paton, *Advanced Accounting*, New York, 1950, p. 739.

たは、「貨幣（価値）項目上の（購買力）損得 die Gewinne und Verluste an geldwerten Positionen, oder, Posten¹⁴⁾ → purchasing power gains and losses on monetary accounts¹⁵⁾ とかいはれてきた。そして、1950年代に入
 って、アメリカにおいて、かかる損得の差額としての純「利得（または、場合
 によっては、「純」損失）が……重要な大きさとなる可能性があり、¹⁶⁾ したが
 って、「かかる損得は価格水準変動問題の特に重要な点である」¹⁷⁾ ことが再認識
 され、「われわれの注意をひきつけた若干の事例」¹⁸⁾ 研究¹⁹⁾ がなされてからは、
 簡略化して「一般に貨幣項目上の損得 gains and losses on monetary items
 と呼ばれている。」²⁰⁾ しかし、同じく略称を使うなら、「それがかかる項目を
 ある期間保有することから from holding such items 生ずる」²¹⁾ 点を明示して、
 「貨幣項目保有損得 the gains and losses on holding monetary items」²²⁾
 といった方が適切である。そうすると、「かかる購買力利得または損失のすべ
 てが貨幣項目の所持を通じて期間のおわりにすでに実現した has been realiz-
 ed through possession」²³⁾ 点も、間接的ではあるが、あらわすことができ
 るであろう。

14) Walter. Mahlberg, *Der Tageswert in der Bilanz*, Leipzig, 1925, S. 69.

15) Ralph Coughenour Jones, *Effects of Price Level Changes on Business Income, Capital and Taxes*, 1956, p. 19.

16) *Supplementary Statement*, No. 2—*Price Level Changes and Financial Statements* (August 1, 1951), by the Committee on Concepts and Standards underlying Corporate Financial Statements of the AAA, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements and Preceding Statements and Supplements*, 1957, p. 28.

17) Perry Mason, *Price-level Changes and Financial Statements: Basic Concepts and Methods*, 1956, p. 10.

18) *Accounting Research Study*, No. 6, p. 143.

19) cf., Ralph C. Jones, *Price Level Changes and Financial Statements—Case Studies of Four Companies*, 1955; William A. Paton, Jr., *Study in Liquidity: The Impact of Inflation on Monetary Accounts*, Ann Arbor, 1958; Eldon S. Hendriksen, *Price-Level Adjustments of Financial Statements: An Evaluation and Case Study of Two Public Utility Firms*, Washington, 1961.

20) Marvin M. Deupree, "Accounting for Gains and Losses in Purchasing Power of Monetary Items", *Accounting Research Study*, No. 6, p. 153.

21) Mason, *op. cit.*, p. 10.

22) cf., *Accounting Research Study*, No. 6, p. 13.

23) John W. Coughlan, "Applicability of the Realization Principle to Money Claims in Common Dollar Accounting", *The Accounting Review*, Jan. 1955, p. 113.

ところで、考察の範囲を当面問題となっている貨幣価値下落の場合にかぎって、そこに生ずる貨幣項目保有損得を指して、「インフレーションから生ずる損益 profits and losses arising from inflation」²⁴⁾ という論者もいる。しかし、この「インフレ利得または損失 inflation gains or losses」²⁵⁾ という用語はかなり多義的に使われているし、特に「インフレ利益 inflationary profit」という表現はその使用が正当化しえない状況にたいしてしばしばルーズに適用され、誤解されがちである。²⁶⁾ したがって、「貨幣資産の保有者 the owner of monetary assets がインフレによる損失をこうむる」場合と「債務者が利得する」²⁷⁾ 場合とを用語上区別して、貨幣資産保有者(現金保有者=債権者)損失ならびに債務者利得という用語を使った方がはるかに賢明である。本稿の表題もまた、かかる用語法にしたがっていることはもちろんである。

II

以上みてきたように、「貨幣価値下落」に際しては「現金保有者は持続的に購買力を失い、……債務者は貨幣価値の下落の際財産を利得し、債権者にとつては事態は反対となる。」²⁸⁾ そして、これら損得は、それぞれ、現金保有者損失、「債務者利得ならびに債権者損失 Einkommen für die Schuldner und Minuseinkommen für die Gläubiger」²⁹⁾ といわれるが、後二者の意味する内容は論者によって、たとえばシュマーレンバッハとシュミットでは、必ずしも同一ではない。もちろん、シュマーレンバッハが「現金在高には貨幣価値の下落の際損失が生ずる。」³⁰⁾ といっている場合の損失とシュミットが「現金保有者はどのような〔貨幣〕価値下落に際しても購買力を損失する。」³¹⁾ といっている

24) Lionel A. Wilk, *Accounting for Inflation*, London, 1960, p. 8.

25) *Accounting Research Study*, No. 6, p. 13.

26) Wilk, *op. cit.*, p. 8.

27) *Ibid.*, p. 9.

28) Fritz Schmidt, „Geldentwertung und Bilanz“, *Geldentwertung und Unternehmung*, Berlin, 1923, S. 4.

29) Fritz Schmidt, *Bilanzwert, Bilanzgewinn und Bilanzumwertung*, Berlin, 1924, S. 137.

30) Eugen Schmalenbach, *Die steuerliche Behandlung der Scheingewinne*, Jena, 1922, S. 70.

31) Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*, S. 36.

場合の損失とは同一の概念であって、くい違いはない。しかし、かかる現金保有者損失を除いて、債務者利得ならば債権者損失となると、時として、シュミットはシュマーレンバッハよりもより広い概念として使用していることがある。

この点に関してのべると、これまでの論述では、もっぱら貸借対照表項目としての貨幣項目を貨幣価値の変動する期間保有することから生ずる損得を中心にみてきたので、その当然の結果として、つぎのような「重要な点が無視されていた。[すなわち] 持続的インフレーションの期間には、長期債務者〔や賃借者〕にとっては、年々の利子〔や賃借料〕の支払にあてるのに必要とされる購買力は、その時の一般物価水準からみて、〔当初〕契約を結んだ時に期待されたよりも少ないから、〔そこに〕明確な利得 a clearcut advantage が存在する。」³²⁾ 他方、長期の債権者や賃貸者にとっては、その間受取る利息や賃貸料は、貨幣価値の下落にもかかわらず、当初の契約条件のまま据置かれるので、実質受取利息や賃貸料が自動的に引下げられるという意味で、そこに明確な損失が発生する。

このように、貨幣価値変動にもかかわらず、「不変のまま固定的貨幣額であらわされる損益 income and expenses that are unalterably expressed at fixed money amounts」³³⁾ 項目上の（または、かかる損益項目から生ずる）損得は、期末貸借対照表の項目だけを修正し、損益計算項目には全然手をふれない「貸借対照表修正法 balance-sheet stabilization」³⁴⁾ をとるシュマーレンバッハ（や彼の弟子マールベルグ）の場合には、債務者利得ならびに債務者損失から一応³⁵⁾除外されている³⁶⁾。これにたいし、シュミットの場合には、「債務者

32) William A. Paton and William A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements: An Advanced Course*, New York, 1955, p. 554.

33) Sweeney, *op. cit.*, p. 16.

34) Sweeney, "The Technique of Stabilized Accounting", *The Accounting Review*, June 1935, p. 187.

35) ここで、「一応」といったわけは、シュマーレンバッハが、元帳の勘定記入を一々修正し、貸借対照表ならびに損益計算表のすべての項目について修正をおこなう「全記入修正法 stabilization of each entry」(*Ibid.*) を無視していたとはいえないからである。彼は、貸借対照表修正

は利子または債務の支払に必要な資金を常により少ない実体財貨の引渡により調達できることによって利得する。』³⁷⁾——さらに、貨幣価値の上昇の際には「債権者は貸付けたよりもより価値多い貨幣で利子ならびに債権の支払をうけて利得する。』³⁸⁾ (傍点—高寺)——といていることから確認できるように、債務者利得ならびに債権者損失——さらに、貨幣価値上昇時の債権者利得ならびに債務者損失——に「不変のまま固定的貨幣額であらわされる損益」項目上の損得を含ましめていることがある。

では、これら二つの見解のうちいずれに組したらよいであろうか。たしかに、誰か利得し、誰が損失するかという視角からこの問題に接近するかぎり、シュミットのように、貨幣項目保有損益と「不変のまま固定的貨幣額であらわされる損益」項目上の損得とをあわせて一諸に考察するのが正当である。しかしながら、貸借対照表上の「貨幣項目〔の保有〕にかかわる購買力損得は、通常の〔名目〕会計手続によると、表示されない」³⁹⁾ばかりでなく、そこに算出される純損益にも全然反映されないのにたいし、「不変のまま固定的貨幣額であらわされる損益」項目上の損得は、他の価格構造変動損益と同じように、名目会計をとった場合、そのままの形では表示されなくても、最終的に算出される純損益には自動的に(厳密には、多少の歪みをとともうが)一応反映されるという性質をもっているので、名目損益会計にたいする作用を分析する場合には、便宜上、かかる性質を有する利子または賃貸借料項目上の損得を捨象して、もっぱら貨幣項目保有損得のみを取上げて考察を進めても、さしたる障害

法をといた際に「貸借対照表における価値修正計算 Geldwertkorrektur in der Bilanz の意義を正しく評価せんとする者は、損益勘定に注目しなければならない。われわれが例示した価値修正計算は略式であって、〔期中の〕継続的記入はとらえていないから、数値は少しばかり歪曲されているけれども、このわずかな歪曲はほとんど差支えないものである。」(Schmalenbach, a. a. O., S. 60) とことわっていたことから明らかなように、全記入修正法をそれほど重要でないとして、その代りに、比較的簡単な貸借対照表修正法をえらんでいたのである。

36) この点を意識してか、シュマールンバッハやその弟子マールベルクは、シュミット流の債権者損失・債務者利得という用語を使わず、その代りに「借主勘定上の損失ならびに貸主勘定上の利益 Verluste an Debitoren und Gewinne an Kreditoren」(Mahlberg, *Bilanztechnik und Bewertung bei schwankender Währung*, S. 165) といている。

37) Schmidt, a. a. O., S. 36.

38) *Ibid.*

39) Paton and Paton, Jr., *op. cit.*, p. 548.

は生じないであろう。

そこで、表題に示したように、仮装利益にたいする債務者利得の仮装費用（損失）的対抗作用の分析をめざす本稿では、以下、特にことわりのないかぎり、かかる便法にしたがい、考察の範囲を名目会計に全然反映しない貨幣項目保有損益またはそれに属する債務者利得と貨幣資産保有者（現金保有者・債権者）損失に限定して、考察を進めていくことにする。

Ⅲ

ところで、「概念的には、貨幣項目上の購買力利得または損失の計算はきわめて簡単である。」⁴⁰⁾

いま、「企業は期間中いかなる取引にも従事しない」ので、「企業は期末に〔期首と〕同じ貨幣資産と負債を有している」と仮定すると、期首・期末の貸借対照表は、

$$M+N=L+C$$

M=貨幣資産

N=非貨幣資産

L=負債

C=自己資本

としてあらわされる。

そして、その間、一般「物価指数が1から(1+p)へ上昇」したとすると、全項目は(1+p)倍となり、期末の財務状態は、

$$M(1+p)+N(1+p)=L(1+p)+C(1+p)$$

となるはずであるが、「これらの貨幣項目は法律によって期末に期首と同じ大きさを有する」ので、つぎのように変形される。

$$M+N(1+p)=L+[C(1+p)+(Lp-Mp)]$$

この場合、 Lp は債務者利得、 Mp は貨幣資産保有者損失にほかならないから、「最終項 $Lp-Mp$ は貨幣項目保有純利得または純損失である。」⁴¹⁾

40) *Accounting Research Study*, No. 6, p. 145.

「しかしながら、購買力利得または損失の計算は実際にはややより複雑である。なぜなら貨幣項目が年度中不変のままにとどまることはほとんどないからである。したがって、勘定における増加と減少が期首・期末残高と同様に考慮されねばならない。」⁴²⁾ その場合、名目額で記載されている「各貨幣勘定上の購買力損得を計算する一般手続」⁴³⁾ はつぎのとおりである。

- (1) 期首残高に 100/期首物価指数 を乗じて、基準日貨幣価値 (基準価値) に換算した期首残高を求め、
- (2) 期間中に勘定に計上された各増加額に 100/取引時物価指数 を乗じ、その和として、基準価値に換算した期中各増加額の合計を求め、
- (3) 同じく、各減少額に 100/取引時物価指数 を乗じ、その和として、基準価値に換算した期中各減少額の合計を求め、
- (4) ついで、(1)+(2)-(3)として、基準価値に換算した „あるべき” 期末残高を求め、
- (5) 名目額で計上されている期末残高に 100/期末物価指数 を乗じて、基準価値に換算した実際に „ある” 期末残高を求め、
- (6) ついで、(4)-(5)として、基準価値に換算した各貨幣勘定上の利得または損失の当期発生額を算出する。
- (7) 最後に、(6)に 期末物価指数/100 を乗じて、期末の貨幣価値(期末価値) に前進修正した各貨幣勘定上の利得または損失の当期発生額をうる。

とはいっても、「普通の場合、そこでは多数の取引が期間中におこなわれる」ので、上記の算定法をそのまま適用することは著しく困難である。したがって、「平均指数の使用を容易にするためには、グループ分けが必要とされる」が、「もしも、期中の全取引が期中の平均価格水準でおこなわれた、と合理的に仮定できるならば、計算はより単純かつ簡約なものとなる。」⁴⁴⁾ すなわち、「季

41) *Ibid.*, p. 13.

42) *Ibid.*, p. 146.

43) Jones, *Effects of Price Level Changes on Business Income, Capital and Taxes*, p. 23.

44) *Accounting Research Study*, No. 6, p. 147.

節の変動が重要性をもたず、取引が……不規則でなく、かつ、価格水準変動が……エラチックでない、と仮定しても、不合理ではない条件の下では、購買力利得または損失の計算は以下に示すようになりうる。』⁴⁵⁾

$$\left\{ \frac{\text{期首残高} \times \frac{100}{\text{期首物価指数}} + (\text{期中増加総額} - \text{期中減少総額})}{\frac{100}{\text{期中平均物価指数}}} - \frac{\text{期末残高} \times \frac{100}{\text{期末物価指数}}}{\frac{100}{\text{期末物価指数}}} \right\} \times \frac{\text{期末物価指数}}{100}$$

$$= \frac{\text{期首残高} \times \text{期末物価指数}}{\text{期首物価指数}} \pm \frac{\text{期中純増減額} \times \text{期末物価指数}}{\text{期中平均物価指数}} - \text{期末残高}$$

IV

ところで、債務者利得と貨幣資産保者損失は、経営損失ではなく、貨幣価値下落を媒介とした貨幣資産保有者から債務者への「財産移転 Vermögensverschiebung」⁴⁶⁾であり、一種の「振替損益」⁴⁷⁾にほかならないから、国民経済全体についてみれば、「かかる所得領域については全経済における均衡が存在するであろう。』⁴⁸⁾ また、個別企業においても、シュミットが提唱している「貸借対照表における価値均衡 Die Wertgleichheit in der Bilanz」⁴⁹⁾という財務政策にしたがい、「積極側の全貨幣債権と貨幣在高を貨幣債務の借入によって調達する方策」⁵⁰⁾をとったならば、「積極ならびに消極の貨幣項目がたがいに均衡している間は、しかもそのかぎりにおいて、一方における購買力損失は他方における利得によって相殺される。』⁵¹⁾であろう。

かくして、「現金在高ならびに貨幣債権が貨幣債務と等しいかぎり、貨幣価値変動損益は止揚される。』⁵²⁾が、「かかる、名目額に拘束された貨幣財産と名目

45) Jones, *op. cit.*, p. 24.

46) Schmidt, *Bilanzwert, Bilanzgewinn und Bilanzumwertung*, S. 138.

47) 伊藤・佐々木・中島, 前掲論文, 227ページ。

48) Schmidt, *a. a. O.*, S. 137.

49) Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*, S. 131.

50) *Ibid.*, S. 133.

51) *Ibid.*, S. 137.

52) *Ibid.*, S. 36.

額に拘束された貨幣債務の均衡は、各企業で常に維持されるものではない。⁵³⁾なるほど、シュミット流に財務政策をもって貨幣項目にたいする貨幣価値変動の影響を中和化しようとするかぎり、貨幣項目の貨幣価値変動にたいする「中和的または懸つなぎ的状态からの離脱は注意深く考慮されなければならないであろう。〔しかし〕このことはほとんど実行されない。……一方における貨幣資産と他方における非参加優先株を含む全負債との間の近似的均衡の維持の問題はほとんど考慮されない⁵⁴⁾」のが現実である。この点はシュミット自身も認めて、「企業者は、〔購買力の高い〕良貨を借受け、それでもって実体価値〔項目〕を取得し、のちに債務を購買力のおとった取引利潤から償還するというやり方で、有利な関係を利用しつくす自由をもっている⁵⁵⁾」から、「企業者は、価格水準騰貴の際には、できるだけ多くの他人資本をもって……活動せんと努めるであろう。⁵⁶⁾」といいそえることを忘れていない。とはいえ、積極・消極の貨幣項目が均衡している企業がないわけではない。たとえば、「金融部門の会社は、相対的に小額の非貨幣資産を有し、貨幣資産と負債に関しては充分に懸つなぎの状態にある⁵⁷⁾」のが普通である。だが、非金融部門の企業では、一般にそうっていない。しかして、「価格〔水準〕上昇期に、相対的に多額の借入資本を用い、または得意先からの多額の前受金をもって経営している非金融部門の〔大〕会社は典型的に購買力〔損得の差額として〕純利得をえている。⁵⁸⁾」
「これとは逆に中小企業では、金融機関に対する借入能力が小さいために、…

53) Karl Hax, *Die Substanzerhaltung der Betriebe*, Köln und Opladen, 1957, S. 265.

54) Jones, *op. cit.*, p. 143.

55) Schmidt, *Bilanzwert, Bilanzgewinn und Bilanzumweltung*, S. 39.

56) Schmidt, *Die organische Tageswerbilanz*, SS. 132-3.

なお、リーボナーの第1次大『戦前の貸借対照表における価値均衡と景気変動』(Liebener, *Wertgleichheit und Konjunktur nach Vorkriegsbilanzen*)によると、それぞれ相異なる部門の8つの企業の1903~13年の貸借対照表における「短期的貨幣〔項目〕の価値均衡は一般に完全には維持されていないが、価値均衡の方向にそれを配分せんとする傾向が存在する」(Ibid., S. 136)とともに、「一般に積極例の実体価値〔項目〕の一部もまた、貨幣価値〔項目〕と同じように、他人資本により調達する傾向が存在したということが明らかとなっている。」(Ibid., S. 135) このように、「事實は、個別経済においては完全に均衡のとれた配分が実際上存在しないということをおわれわれに示している。」(Ibid., S. 134)

57) *Accounting Research Study*, No. 6, p. 142.

58) *Ibid.*

…概して負債の比重は大企業に比べて小さいし、なかには債権の方が大きい企業もあるので、一般に大企業程の債務者利潤を享受し得る可能性はないどころか⁶⁰⁾逆に「債権者の損失という痛手をこうむった部面があった」⁶¹⁾のである。

もちろん、「国家は非常に大きな範囲において一方な債務者である〔と同時にまた不換紙幣の発行者であった〕から、近時のインフレーション期において貨幣減価の受益者となった。」⁶¹⁾しかし、国家が「インフレを通じて現金所有者、預金者、債権者たる大衆」から収奪した財産は、国家金融または民間金融機関を媒介とする貸出を通じて終局的には借入過多 over-borrowing の「大企業に……注入」⁶²⁾されてしまったのである。こうして、インフレーションは、「強制貯蓄ばかりではなく、過去の蓄積の〔大〕企業への振替流入」⁶³⁾という過程を通じて、大企業へ傾斜した国富の再配分をなしたげたのである。

V

さて、さきののべたように、シュミットは貨幣項目保有損得の存在をすどく追求した一人であったが、彼は、「実際には積極貨幣価値〔項目〕の主要な部分は消極貨幣価値〔項目〕によって相殺されるのが常である。特に、両側の貨幣価値〔項目〕がほぼ等しい場合には、消極貨幣価値〔項目〕の価値変動は積極貨幣価値〔項目〕のそれと相殺されうる。」⁶⁴⁾という「価値均衡」理念にしたがい、貨幣項目保有損得の処理をもっぱら「貸借対照表価値均衡」政策の手にゆだね、企業財務政策の問題に転化・解消していた。したがって、シュミットの場合には、貨幣項目保有損得は、その存在は充分に認識されても、会計の対象からはずされてしまい、会計問題とはならなかった。そして、このことと関連して、シュミットが論じている「企業の調達市場における価格上昇の場合に

59) 伊藤・佐々木・中島, 前掲論文, 237ページ。

60) 伊藤長正・中島淳夫「ガヴァメント・エコノミストの経済分析」『市場分析』昭和27年7月号, 13ページ; 『昭和二十七年経済白書』103ページ。

61) Schmidt, *a. a. O.*, S. 134.

62) 伊藤・佐々木・中島, 前掲論文, 230ページ。

63) 伊藤長正『企業分析と経済分析』昭和29年, 88ページ。

64) Schmidt., *a. a. O.*, S. 319.

において」生ずる「仮装利益 Scheingewinn」ならびに「価格下落の場合において……仮装費用の挿入によって〔生ずる〕仮装損失 Scheinverlust, durch Einsetzung von Scheinkostenwerten」⁶⁵⁾は、いずれも、非貨幣資産（棚卸資産・固定資産）にかかわる再調達費用と名目費用の差額にかざられていた。つまり、シュミットにおいては、物価変動下において名目会計をとった場合に問題となる「全仮装利益または全仮装損失」⁶⁶⁾は完全に貨幣項目保有損得を排除した概念であったのである。

これにたいし、シュマーレンバッハは、「価値均衡」にすぎないシュミット流の「対抗作用は常にうまくいくものではない。」⁶⁷⁾という立場から、貨幣価値下落時の貨幣項目保有損得をあくまでも会計問題としてうけとめ、貨幣資産保有者損失を「貨幣価値下落から生ずる仮装利益 Scheingewinne, die durch die Geldentwertung entstanden sind=Geldentwertungsscheingewinne」⁶⁸⁾に含め、同様に債務者利得を「仮装損失」と概念する理由をつぎのようにのべている。

「貨幣価値の下落が生じた場合、通常の〔名目〕会計では、現金ならびに債権……には〔会計上表示されず、したがって〕仮装利益〔と同じように作用する実際損失〕が生ずる。」⁶⁹⁾「反対に、マルク債務の場合には、〔名目〕会計上あらわれず、したがって、仮装費用と同じように作用する実際利益 wirkliche Gewinne, die aber nicht bilanzmäßig erscheinen und daher wie Scheinunkosten wirken が生ずる。」⁷⁰⁾つまり、「もし債務をもっているならば、それ相応の仮装損失が生ずる。いいかえると、通常の〔名目〕会計によっては表現されない幾何かの利得をえているのである。」⁷¹⁾

65) *Ibid.*, S. 329; Fritz Schmidt, „Die Industriekonjunktur—ein Rechenfehler!“, *Zeitschrift für Betriebswirtschaft*, 2. Sonderheft, 1927, S. 65; Fritz Schmidt, *Betriebswirtschaftliche Konjunkturlehre*, Berlin, 1933, S. 100.

66) Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*, S. 167.

67) Eugen Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*, 7. Aufl., Leipzig, 1937, S. 272.

68) Schmalenbach, *Die steuerliche Behandlung der Scheingewinne*, S. 2.

69) *Ibid.*, S. 6.

70) *Ibid.*, S. 7.

71) *Ibid.*, SS. 6-7.

以上引用したように、シュミットとはことなり、「貨幣価値変動にもとづく仮装利益ならびに仮装損失 die auf der Veränderung des Geldwertes beruhenden Scheingewinne und Scheinverluste」⁷²⁾を広義に概念したシュマーレンバッハは、ついで、広義の「仮装利益はほとんどすべての積極項目に生じ、かつ流動資産において特に大きく、国定資産においては相対的に小さい。〔しかし〕メダルの反対側すなわち貸方項目〔の債務に生ずる仮装損失〕を考慮に入れなければ、仮装利益の姿態は完全とはならない。」⁷³⁾と指摘して、大企業と中小企業の財務構成の相違からおこる名目「損益会計における仮装利益〔または仮装損失〕の不平等な作用 ungleichmäßige Wirkung」⁷⁴⁾について、つぎのようなユニークな分析を展開している。

すなわち、土地、建物、構築物のように、耐用年数が長く、したがって「減価償却の少いところの多額の固定資産と多額の債務、それにたいして、小額の棚卸資産、債権、現金を高をもっている経営は〔純額においては〕おそらく仮装利益の代りに仮装損失をもったであろう。したがって、しばしばかかる前提が適合する大工業〔企業〕die Grossindustrie [=unternehmungen]は、仮装利益とのかかわりあいも、加工業の中小事業所 die mittleren und kleineren Werkeよりも、稀薄である。」⁷⁵⁾だからして、「仮装利益のない巨大企業 ganz große Unternehmungen, die keine Scheingewinne haben と仮装利益で充滿している零細企業 ganz kleine [Unternehmungen], die von Scheingewinnen strotzen とが存在しうる。なお、多額の〔実際〕利益をえている

72) *Ibid.*, S. 58.

73) *Ibid.*, S. 6.

なぜなら、「大多数のドイツ企業は〔第1次大戦後の〕貨幣価値下落期にかなりの仮装利益をもって経営してきた。……しかし、それらの大部分〔特に、そのうちの大企業〕はマルク債務において利得して、この期間をたえることができた。多額のマルク債務をおった幸運者においては、かかる利得は莫大なものであった」(*Ibid.*, S. 73) からである。この点は、わが国の大企業の場合も同じであって、第2次大戦後の「インフレ期に大企業が名目利益課税は資本の収奪だと叫びながら、実質資本が食潰された様子もないのは、実は多額の借入金の貨幣購買力下落を通じて〔えた利得により〕これを補償していたのである。」(伊藤・佐々木・中島, 前掲論文, 230ページ)。

74) *Ibid.*, S. 8.

75) *Ibid.*

のに、仮装利益をあらわしていない〔大〕企業と、他方、その〔表示〕利益の全部が仮装利益で、しかも、もし仮装利益がなかったなら、〔実際には〕損失を示すだろう〔中小〕企業が存在する。〕⁷⁶⁾ このように、「一方では、多額の債権と棚卸資産をもち、数年来實際上損失しているのに、外見上利益をもって経営している多数の〔中小〕企業者 zahlreiche Kaufleute がいるのに、仮装利益なくして、多額の事実上の利益 große tatsächliche Gewinne をあげている多数の大事業所 zahlreiche große Werke が存在する。〕⁷⁷⁾

「以上みてきたように、仮装利益問題に関しては、大工業〔企業〕ははなはだ有利であるが、中小事業所をもって経営する加工業は仮装利益に非常に苦しめられる。……その債務として多額の他人資金を用いている〔大〕企業は仮装利益にたいする相殺項目をもち、それを容易に負担できるのに反し、相対的に多額の自己資本を有する中〔小〕企業 die mittleren (und kleineren) Unternehmungen はかかる相殺項目をもっていないのである。

〔いや、そればかりではない。〕さらに大きな相違がこれに付けくわわる。すなわち、多額の固定資産をもつ〔大〕企業は、年中その更新や補填建設をおこなっているので、そこに〔超保守的な “sehr vorsichtig“ 会計処理を適用することによって〕仮装利益のみならず、実際利益をも、ただちに簡単確実に隠蔽する可能性をもっている。……これにたいし、自己の資本を棚卸資産や債権等に投入した〔中小〕企業はかかる機会を非常にわずかしかもっていない。……したがって、かかる〔中小〕企業では、利益隠蔽はぎわめて成果なく、大工業〔企業〕で通常用いられている〔隠蔽〕法に比すべくもない。〕⁷⁸⁾

M、

以上かなり長く、仮装利益または仮装損失の「不平等な作用」をすどくついたシュマーレンバッハの分析を追跡してきたが、最後にまとめてみると、「賃

76) *Ibid.*, S. 39.

77) *Ibid.*, S. 50.

78) *Ibid.*, S. 40.

幣価値下落の結果として、まったく仮装利益をもたず、反対に普通の〔名目〕会計によって表示されたよりもより多額の〔実際〕利益をもった経営が存在する。かかる種類の経営の典型は、減価償却の少ない固定資産（土地、建物ならびに構築物）と債務を多額に有した〔大〕経営である。かかる〔大〕経営は、貨幣価値の下落が生じた際に、まったく仮装利益をもたず、表示された利益は実際利益よりも少ない。にもかかわらず、かかる経営は他のほとんどの経営と同じ〔超保守的な〕会計方法を利用する。その結果、本来低すぎる〔表示〕利益はなお一層低くなる。かかる経営は、しばしば、旺盛な建設活動をおこなう〔大〕経営と同一であるので、利益集積を他の〔中小〕経営よりもより強度におこなう手段をもっている。』⁷⁹⁾ それにたいし、大企業のような財務構成をもっていない中小企業では、實際上損失をこうむっているにもかかわらず、外見上は仮装利益でふくれあがっている。その結果、法人「所得税法によって、一方では、仮装利益をかくすことができない……ところの……利益の代りに事実上の損失をこうむっている〔中小〕経営は課税され、他方では、虚偽の利益 *die falschen Gewinne* のみならず、真実の利益 *die richtigen Gewinne* をも、隠蔽することに成功した〔大〕経営は課税をまのがれたのである。』⁸⁰⁾

資本階層別逆進課税につながる「かかる租税の不正 *Diese steuerliche Ungerechtigkeit* はもっとも深く悲しむべきことである。』⁸¹⁾

79) Eugen Schmalenbach, *Goldmarkbilanz*, 2. Aufl., Berlin, 1923, S. 29.

80) *Ibid.*

81) Schmalenbach, *Die steuerliche Behandlung der Scheingewinne*, S. 40.